



## 後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

●7月中旬頃に後期高齢者医療保険料の通知書を送ります。

保険料の納め方は、

■保険料を年金から天引きする方法(特別徴収)

■納付書や口座振替により納付する方法(普通徴収)の2通りです。

※保険料率は令和6年度と変更ありません

以下の方は、年金からの天引き(特別徴収)ができません

- ①75歳になられた方
- ②受給年金額が年額18万円未満の方
- ③年の途中で所得などに変更のあった方
- ④介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方
- ⑤介護保険料を納付書や口座振替で納めている方
- ⑥後期高齢者医療保険料や介護保険料が還付になった方



年金からの天引きにならずに自分で保険料を納めないといけないことがあるから、必ず役場からの通知を見て納付方法を確認してね!

※お支払いに便利な口座振替のお手続きをお勧めします。

その他にもさまざまな事情で年金天引き(特別徴収)が中止となる場合があります、その際は普通徴収となります。必ず通知書をご覧ください、納付の方法や時期をご確認ください。

納期限までに納付がない場合、条例の定めるところにより、延滞金が加算されます。期限内の納付をお願いします。

●後期高齢者医療保険料がコンビニやスマートフォン決済で納付できます。

夜間や休日でも各店舗の営業時間内であれば納付することができ、納付の手数料はかかりません。

※スマホアプリの場合は、お手元に納付書が残ります。二重納付されないようご注意ください。

所得の低い方などを対象とした軽減措置があります

★所得に応じた軽減★

後期高齢者医療被保険者のいる世帯の所得額に応じて、均等割額が軽減されます。

※軽減される金額は段階があります。詳しくはお問い合わせください。

★社会保険などの扶養であった方の軽減★

後期高齢者医療制度に加入するまでに、家族などの社会保険や共済保険などの扶養に入っていた方は、所得金額にかかわらず、均等割額も5割軽減されます。(※資格取得後24カ月のみ)

お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405

## 町税や保険料の納め忘れにご注意ください

町では令和7年度の町税や保険料の納付書・納入通知書を順次発送しています。ご自分に合った方法で納付いただき、納期限内に納め忘れのないようお願いいたします。

※納期限を過ぎると、条例の定めるところにより延滞金が加算されます。

滞納したままですと、財産の差押など処分を受ける場合があります。

口座振替

【対応する金融機関】

・千葉銀行 ・京葉銀行 ・佐原信用金庫 ・かとり農協多古支店 ・ゆうちょ銀行

【申し込み方法】

税務課または住民課窓口、もしくは各金融機関に口座振替依頼書を提出します。

記入の際は通帳印が必要になります。

※ゆうちょ銀行は、郵便局での手続きのみとなります。

納付方法

納付書のバーコードやQRコード、各種スマホ決済アプリでの納付など



バーコード・QRコード決済に関して、詳しくはこちら

お問合せ●町税・介護保険料に関して 税務課収税係 ☎76-5402

後期高齢者医療保険に関して 住民課国保年金係 ☎76-5405

## 国民健康保険税の課税限度額・負担軽減が変わります

医療費の増加に伴う厳しい財政状況のため、令和7年度分以降の国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます。また、低所得者などの負担軽減拡充のため、軽減基準額の改正を行いました。

●課税限度額の引き上げ

	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
支援分	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円
限度額合計	104万円	106万円

※国民健康保険税は、医療分、支援分、介護分の3つで構成されています。

●負担軽減の拡充(均等割・平等割の軽減額を判定する所得基準)

【5割軽減】

(改正前)43万円+29.5万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改正後)43万円+30.5万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)

【2割軽減】

(改正前)43万円+54.5万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改正後)43万円+56万円×(被保険者数\*)+10万円×(給与所得者等の数-1)

(例)世帯主・配偶者・子ども2人の4人世帯の場合軽減が適用される所得額

改正により、さらに多くの世帯が負担軽減の対象になります。

	改正前	改正後
5割軽減基準額	161万円	165万円
2割軽減基準額	261万円	267万円

※被保険者数には、特定同一世帯所属者を含みます。(特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行し、継続して同一の世帯にいる人のことをいいます。)

●納税通知書の発送

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。発送は7月中旬を予定しています。ご確認をお願いします。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

## 介護保険料の計算方法が変わります

介護保険は、介護や支援を必要とする人を社会全体で支える仕組みです。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。詳しくは、7月にお送りする通知をご覧ください。

【令和7年度】65歳以上の方の保険料

段階	対象になる方	年間保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税・前年の本人の課税年金収入+合計所得金額が80万9千円以下の方 ※上記のいずれかの場合	17,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税・前年の本人の課税年金収入+合計所得金額が80万9千円超120万円以下の方	29,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税・前年の本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円超の方	41,100円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者有)・前年の本人の課税年金収入+合計所得金額が80万9千円以下の方	54,000円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者有)・前年の本人の課税年金収入+合計所得金額が80万9千円超の方	60,000円
第6段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が120万円未満の方	72,000円
第7段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	78,000円
第8段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	90,000円
第9段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	102,000円
第10段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	114,000円
第11段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	126,000円
第12段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	138,000円
第13段階	本人が住民税課税・前年の本人の合計所得金額が720万円以上の方	144,000円

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402